

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

IV 年金保障

(1) 概要

我が国の公的年金制度は、1)一般の被用者を対象とする厚生年金保険及び船員保険、2)農民、自営業者等を対象とする国民年金、3)公務員等を対象とする5つの共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合)の3種類の制度から構成されている。

このうち厚生年金保険及び国民年金が、加入者数においても、老齢年金受給権者数においても全体の約9割を占めており、この2制度が我が国の公的年金制度の二大支柱であるということが出来る。

各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数

各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数

(昭和57年3月末現在)(単位:人)

	適用人員	受給権者数 総	老齢(退職)年金	障害年金	遺族(母子、 寡母子、遺児、 寡婦)年金
総数	59,011,219	17,581,218	14,677,626	1,139,564	1,764,028
国民年金					
{ 拠出年金	27,110,821	6,778,204	6,343,420	255,241	179,543
{ 福祉年金		3,913,710	3,271,789	640,625	1,296
厚生年金保険	25,696,319	5,158,029	3,726,360	212,781	1,218,888
船員保険	199,467	96,600	56,174	6,097	34,329
国家公務員共済組合	1,177,658	372,019	291,407	4,831	75,781
地方公務員等共済組合	3,238,884	737,491	596,143	11,050	130,298
公共企業体職員等共済組合	788,239	387,932	281,542	6,237	100,153
農林漁業団体職員共済組合	480,928	94,861	76,414	2,173	16,274
私立学校教職員共済組合	318,903	42,372	34,377	529	7,466

資料:総理府「社会保障統計年報」、社会保険庁「事業年報」

- (注) 1. 老齢(退職)年金の受給権者数には、通算老齢年金、特例老齢年金の受給権者を含む。  
 2. 遺族年金の受給権者数には、通算遺族年金、特例遺族年金の受給権者を含む。  
 3. 各共済組合は昭和56年3月末現在である。

公的年金制度一覧

公 的 年 金 制 度 一 覧

(昭和57年9月現在)

制度名	被保険者	保険者	所 管	保 險 料 率		国庫負担
				使 用 者	本 人	
厚生年金 保険	一般被用 者	国(政府)	厚 生 省	5.3% (女子4.55 続内員5.9)	5.3% (女子4.55 続内員5.9)	給付費の20% (続内員25%)
船員保険	船 員	国(政府)	厚 生 省	6.25%	6.25%	給付費の25%
国家公務 員共済組 合	国家公務 員	国家公務 員共済組 合連合会 及び郵政 省共済組 合	大蔵省及び 郵政省	(連合会加 入) 5.15%	5.15%	総費用の15.85 % (拠出時)
地方公務 員等共済 組合	地方公務 員	各地方公 務員共済 組合	自 治 省	(一般) 5.2%	5.2%	総費用の15.85 % (拠出時) (但し地方公 共団体負担)
公共企業 体職員等 共済組合	国鉄・電 々・専売 各公社の 職員	各公社共 済組合	(国鉄)運輸省 (電々)郵政省 (専売)大蔵省	(国鉄)7.4 % (電々)5.15% (専売)5.8 %	7.4 % 5.15% 5.8 %	総費用の15.85 % (拠出時) (但し公企 体負担)
私立学校 教職員共 済組合	私立学校 教職員	私立学校 教職員共 済組合	文 部 省	5.1%	5.1%	給付費の18% (外に定額補 助)
農林漁業 団体職員 共済組合	農協等の 職員	農林漁業 団体職員 共済組合	農林水産省	5.45%	5.45%	給付費の18% (外に定額補 助)
国民年金	上記以外 の者 (被用者の 配偶者は 任意加入)	国(政府)	厚 生 省	—	5,220円 付加保険料 400円	給付費の $\frac{1}{3}$ (経 過的老齢年金か き上げ分の $\frac{1}{2}$ ) 付加年金給付費 の25% (福祉年金全額)

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

IV 年金保障

(2) 厚生年金保険

(2) 厚生年金保険

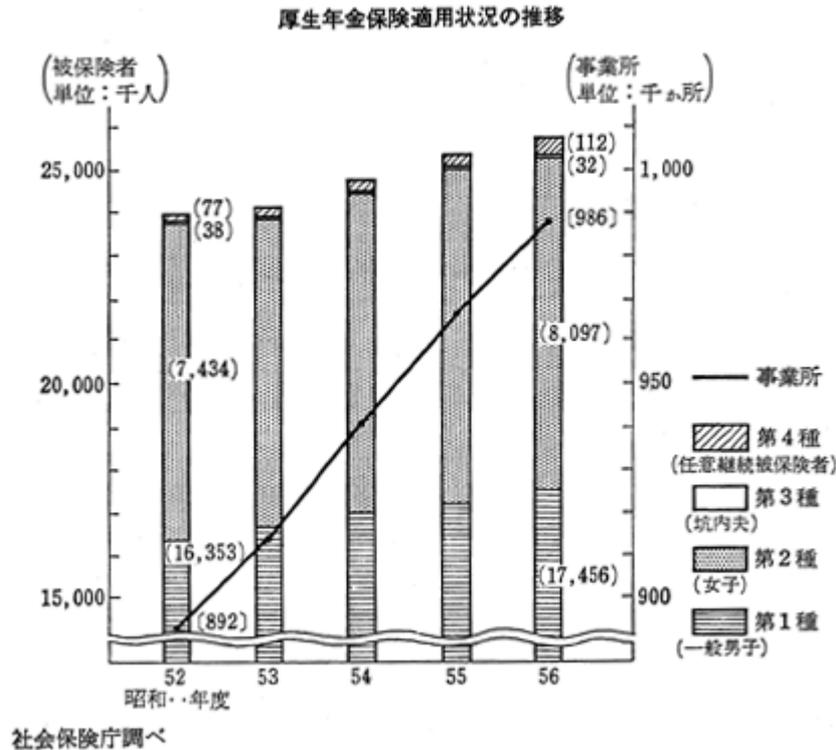
事項	摘 要 (昭和57年9月現在)	
適用	民間事業所の一般被用者 (農林業, 対個人サービス業等の業種の事業所や常雇労働者5人未満の事業所の被用者については任意適用の途が開かれている。)	
老 齢 年 金 給 付	支給対象者	年 金 額
	<p>○20年以上加入した60歳(注1)以上の退職者(注2)</p> <p>(注1) 女子及び坑内員は55歳</p> <p>(注2) 在職中に支払われる場合</p> <p>① 60歳以上65歳未満…報酬の低い者には年金額の一部を支給</p> <p>② 65歳以上…報酬の多寡により年金額の全部又は一部を支給</p>	<p>○基本年金額(注1・2) +加給年金額(注3)</p> <p>(注1) <math>2,050 \text{ 円} \times \text{加入月数}</math> — 定額部分 — + <math>\frac{\text{平均標準報酬月額}}{1000} \times \text{加入月数}</math> (再評価を行う) — 報酬比例部分 —</p> <p>(注2) 定額部分の計算に際しては, 加入月数は240月未満は240月(20年), 420月以上は420月(35年)として計算する。</p> <p>(注3) 配偶者 180,000円(月額15,000円) 第1・2子 60,000円(月額5,000円) 第3子以降 24,000円(月額2,000円) 加給年金の対象となる配偶者が他の老齢年金, 障害年金を受けることができるときは加給年金額の支給を停止する。</p>
通算老齢年金	<p>○厚生年金保険の老齢年金の資格期間を満たしていない60歳以上の退職者(注)であって次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 国民年金を含む公的年金の加入期間が合計25年以上のもの</p> <p>(2) 国民年金を除く公的年金の</p>	<p>○基本年金額(注)</p> <p>(注) 定額部分, 報酬比例部分とも実際の加入期間で計算する。</p>
事項	摘 要	
通算老齢	支給対象者	年 金 額
	<p>加入期間が合計20年以上のもの</p> <p>(3) 他の制度から老齢年金, 退職年金又は恩給を受けられるもの</p>	

保 険 給 付	年金	(注) 在職中に支払われる場合については老齢年金と同様
	障害年金	<p>○厚生年金保険の被保険者であった間に発した傷病により、その初診日から1年6か月経過したとき(その間に治ったときは治ったとき)に障害の状態にあるか、又は初診日から5年以内に障害の状態となった者(注)</p> <p>(注) 初診日前の加入期間が6か月(他の公的年金の加入期間を含む)以上であること。</p> <p>○労働能力の喪失の程度に応じて1～3級を設けている。</p> <p>1級 基本年金額(注1)×125% +加給年金額(注2)</p> <p>2級 基本年金額+加給年金額</p> <p>3級 基本年金額×75%(注3)</p> <p>(注1) 定額部分、報酬比例部分の計算に際しては、加入月数240月未満は240月(20年)として計算する。定額部分の計算に際しては、420月以上は420月(35年)として計算する。</p> <p>(注2) 加給年金額の対象となる配偶者が他の老齢年金、障害年金を受けられることができるときは、加給年金額の支給を停止する。</p> <p>(注3) 最低保障額562,800円(月額46,900円)(57年物価スライド後)</p>
	遺族年金	<p>○厚生年金保険の被保険者であった間に死亡した者(注1)の遺族(注2)</p> <p>○老齢年金の受給資格期間を満たしている者又は1級・2級の障害年金の受給権者の遺族(注2)</p> <p>(注1) 死亡前の加入期間が6か月(他の公的年金の加入期間も含む)以上であること。</p> <p>○基本年金額(注1)×<math>\frac{1}{2}</math>+加給年金額+寡婦加算額(注3)</p> <p>(注1) 定額部分、報酬比例部分の計算に際しては、加入月数240月未満は240月(20年)として計算する。定額部分の計算に際しては、420月以上は420月(35年)として計算する。</p>

事 項	摘 要	
	支 給 対 象 者	年 金 額
保 険 給 付	<p>入期間も含む。)以上であることを要する。</p> <p>(注2) 遺族:死亡した者と死亡当時生計維持関係にあった配偶者、子、父母等(父母以下は先順位者がいない場合に限り遺族となる。)</p>	<p>(注2) 最低保障額562,800円(月額46,900円) (57年物価スライド後)</p> <p>(注3) 子2人以上を有する寡婦 210,000円(月額17,500円)</p> <p>子1人を有する寡婦 180,000円(月額15,000円)</p> <p>60歳以上の寡婦 120,000円(月額10,000円)</p> <p>寡婦加算の対象となる妻が他制度の老齢年金、障害年金を受けられることができるときは寡婦加算額の支給を停止する。</p>
	遺算遺族年金	<p>○通算老齢年金を受けられる者が死亡した場合のその遺族(注)</p> <p>(注) 遺族の範囲は遺族年金と同様</p> <p>○基本年金額(注)</p> <p>(注) 定額部分、報酬比例部分とも実際の加入期間で計算する。</p>
	その他	<p>○障害手当金……厚生年金保険の被保険者であった間に発した傷病により、その初診日から5年以内のその傷病の治った日において障害の状態(障害年金の3級よりも軽度の障害の状態)にある者</p> <p>○脱退手当金……5年以上加入した60歳以上の退職者で、厚生年金の老齢年金又は通算老齢年金を受けるに必要な期間を満たしている者</p> <p>○障害手当金……基本年金額×150% (一時金として支給)</p> <p>○脱退手当金……平均標準報酬月額×(被保険者期間に応じて1.1～5.4の率)</p>

自動 下 制 ス	○年金額の実質価値を維持するため、一年度間又は引き続き二年度以上の期間に全国消費者物価指数が5%を超えて変動した場合に、その翌年度においてその変動した率を基準として年金の額を自動的に改定する。
事 項	摘 要
財 源	○標準報酬にそれぞれ次の保険料率を乗じたもの(労使折半負担) 一般男子10.6%、女子9.1%、坑内員11.8%(昭和57年6月現在)
国 庫 担	○給付費の20%(ただし、在職中の老齢年金については国庫負担なし)

### 厚生年金保険適用状況の推移



### 厚生年金保険平均標準報酬月額推移

厚生年金保険平均標準報酬月額の推移

(単位：円)

年度末	第4種以外の被保険者				第4種被保険者 (任意継続被保険者)
	平均	第1種 (一般男子)	第2種 (女子)	第3種 (坑内夫)	
52	155,440	180,846	99,244	216,024	96,391
53	164,038	190,603	105,359	226,507	107,019
54	173,249	201,333	111,586	232,097	115,349
55	188,534	220,444	119,082	248,016	122,243
56	198,288	231,680	126,036	264,340	128,786

社会保険庁調べ

### 厚生年金保険受給者数及び給付額の推移

厚生年金保険受給者数及び給付額の推移

年度末	総数	老齢年金	通老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金	
受給者数(人)	52	3,286,619	1,436,307	834,567	151,797	852,600	11,057
	53	3,758,543	1,639,669	1,018,737	166,951	910,301	22,591
	54	4,195,461	1,833,266	1,179,819	177,526	969,172	35,386
	55	4,617,932	2,018,234	1,341,825	182,444	1,025,797	49,377
	56	5,048,288	2,219,387	1,475,923	187,452	1,099,900	65,385
給(二〇〇万円)付額	52	2,037,179	1,312,421	221,056	99,304	402,668	1,631
	53	2,502,584	1,627,362	287,930	116,762	466,881	3,539
	54	2,900,914	1,901,717	340,133	128,964	524,269	5,718
	55	3,655,659	2,438,178	407,928	151,281	649,587	8,569
	56	4,280,814	2,884,710	476,321	167,986	739,509	12,169

社会保険庁調べ

(注) 総数には特例老齢年金を含む。

厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

(単位:円)

年度末	老齢年金	通老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金
52	913,747 (76,146)	264,875 (22,073)	654,187 (54,516)	472,283 (39,357)	147,487 (12,290)
53	992,494 (82,708)	282,634 (23,553)	699,379 (58,282)	512,886 (42,741)	156,655 (13,055)
54	1,037,339 (86,445)	288,293 (24,024)	726,449 (60,537)	540,945 (45,079)	161,600 (13,467)
55	1,208,075 (100,673)	304,010 (25,334)	829,191 (69,099)	633,251 (52,771)	173,550 (14,463)
56	1,299,778 (108,315)	332,727 (26,894)	896,154 (74,679)	672,342 (56,029)	186,113 (15,509)

社会保険庁調べ

厚生年金保険収支状況

厚生年金保険収支状況

(単位：100万円)

年 度	52	53	54	55	56
収 入 総 額	4,959,433	5,476,151	5,982,013	7,070,548	8,424,696
保 険 料	3,458,246	3,717,578	3,988,005	4,700,738	5,627,452
国庫負担金	356,858	419,561	464,445	572,658	677,041
事務費	18,597	20,838	21,789	26,056	28,516
給付費	338,261	398,723	442,656	546,602	648,525
利子	1,131,503	1,321,542	1,511,268	1,784,624	2,108,510
その他の収入	12,625	17,470	18,295	12,528	11,692
支 出 総 額	1,895,084	2,338,739	2,735,206	3,436,631	4,127,008
保険給付費	1,844,697	2,270,519	2,655,665	3,251,460	3,922,132
事務費	21,213	23,977	25,413	28,335	30,961
福祉施設費	28,630	43,842	53,470	156,372	173,249
その他の支出	344	401	659	464	666
収支差引剰余金	3,064,349	3,137,413	3,246,807	3,633,917	4,297,688
翌年度へ繰越し	6,050	3,302	3,032	1,986	1,834
積立金に繰入れ	3,058,299	3,134,111	3,243,775	3,631,931	4,295,854

社会保険庁調べ

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

IV 年金保障

(3) 国民年金

1) 拠出制国民年金

① 拠出制国民年金

事項	摘 要 (昭和57年9月現在)	
適用	20歳から59歳までの日本国内に住所を有する者のうち、他の公的年金に加入していない者(自営業者、農業従事者等)。 (被用者年金加入者の配偶者等には任意加入の途が開かれている。)	
	支給対象者	年金額
給付	<p>老 齢 年 金</p> <p>○保険料納付済期間及び保険料免除期間の合計が25年(注1)以上の65歳(注2)以上の者 (注1) 昭和36年の制度発足時に既に高齢となっていた者には、当時の年齢に応じて資格期間を10年～24年に短縮(現在の受給者はすべてこれに該当)。 (注2) 60歳からの繰上げ支給(繰上げにより減額される。)を希望することができる。</p>	<p>○ <math>(1,680円 \times 保険料納付月数 + 1,680円 \times 保険料免除月数 \times \frac{1}{3}) + 200円 \times 付加保険料納付月数</math> (注) 経過的に資格期間が短縮されている年金については上記のほか次の加算がある。 <math>650円 \times (300 - 加入月数) \times \frac{保険料納付月数 + 保険料免除月数}{加入月数} \times \frac{1}{2}</math> (参考) 25年加入 月額47,125円 10年年金 月額29,792円 5年年金 月額25,358円 (57年物価スライド後)</p>
	<p>通 算 老 齢 年 金</p> <p>○国民年金の老齢年金の資格期間を満たしていない65歳(注1)以上の者で次のいずれかに該当する者 (1) 国民年金を含む公的年金の加入期間が合計25年(注2)以上のもの (2) 国民年金を除く公的年金の加入期間が合計20年以上のもの (3) 他の制度から老齢年金・退職年金又は恩給を受けられるもの (注1) 老齢年金と同様に、繰上げ支給あり。 (注2) 老齢年金と同様に、資格期間の短縮措置あり。</p>	<p>○ <math>(1,680円 \times 保険料納付月数 + 1,680円 \times 保険料免除月数 \times \frac{1}{3}) + 200円 \times 付加保険料納付月数</math></p>
	支給対象者	年金額
障害	○初診日において国民年金の被保険者であり、その初診日から1年6か月経過したとき(その間に治ったときは治ったとき)に障害の状態にあるか、又は、65	○日常生活の制限の度合に応じて1・2級を設けている。 1級 老齢年金額×125% 最低保障 月額58,625円 (57年物価スライド後)

給	年 金	歳に達するまでの間に障害の状態となった者(注) (注) 直近の保険料を納めた期間が1年以上(他の公的年金加入期間も含む。)であること等の拠出要件がある。	2級 老齢年金額×100% 最低保障 月額46,900円 (57年物価スライド後) (注) 制度発足以来年数を経していないため、現在の受給者はすべて最低保障に該当している。
	母子(準母子)年金	○国民年金の被保険者であった間に夫等と死別して母子(準母子)(注1)状態となった者(注2) (注1) 準母子状態とは、祖母と孫、姉と弟等母子に準じた状態をいう。 (注2) 直近の保険料を納めた期間が1年以上であること等の拠出要件がある。	○月額 61,900円(57年物価スライド後) (母子(準母子) 46,900円) (母子(準母子)加算 15,000円) (注) 1 夫等の死亡について他の公的年金から遺族年金給付を受けることができるときには、母子(準母子)年金の2/5が支給停止される。 2 母子(準母子)年金の受給権者が、他の公的年金から老齢年金給付、障害年金給付を受けることができるときは、母子(準母子)加算の支給を停止する。
付	その他	○遺児年金……国民年金加入中に父又は母と死別した孤児で所定の要件を満たすもの ○寡婦年金……老齢年金の支給要件を満たしていた夫が死亡した場合に、夫によって生計を維持し婚姻関係が10年以上継続した60歳以上65歳未満の妻 ○死亡一時金……保険料納付済期間が3年以上ある被保険者が死亡した場合に、その遺族に支給	○遺児年金 月額45,058円 (57年物価スライド後) ○寡婦年金 (死亡した夫の)老齢年金の1/2 ○死亡一時金 保険料納付済期間に応じて23,000円～52,000円

事項	摘 要	
	支給対象者	年金額
給 付	ラ 自 動 物 価 制 ス	○年金額の実質価値を維持するため、一年度間又は引き続き二年以上の期間に全国消費者物価指数が5%を超えて変動した場合に、その翌年度においてその変動した率を基準として年金の額を自動的に改定する。
財 源	保 険 料	○月額 5,220円(保険料免除制度 (強制加入被保険者であって、経済的な理由により保険料の納付が困難な者には、保険料免除の途が開かれている。)) (注) 付加保険料 月額 400円
	国 負 担	○原則として給付費の1/3

### 国民年金被保険者数の推移

国民年金被保険者数の推移

(単位：万人)

年 度		52	53	54	55	56
総 計	被 保 険 者 数	2,720	2,780	2,785	2,760	2,711
	強制加入被保険者数	2,008	2,019	2,003	1,973	1,936
	保険料免除者数	183	196	210	233	254
	任意加入被保険者数	712	761	782	786	775
男 子	被 保 険 者 数	934	947	945	938	927
	強制加入被保険者数	903	914	911	903	891
	任意加入被保険者数	31	33	34	35	36
女 子	被 保 険 者 数	1,786	1,834	1,840	1,821	1,784
	強制加入被保険者数	1,105	1,106	1,092	1,070	1,045
	任意加入被保険者数	681	728	748	751	739

社会保険庁調べ

国民年金受給権者数及び給付額の推移

国民年金受給権者数及び給付額の推移

年度末		52	53	54	55	56
年金種別						
受 給 権 者 数 (人)	総 数	4,505,187	5,124,009	5,691,475	6,255,693	6,778,204
	老 齢 年 金	3,919,716	4,426,350	4,911,733	5,323,938	5,670,831
	通算老齢年金	233,415	321,516	382,242	515,114	672,589
	障 害 年 金	176,231	198,015	217,944	236,568	255,241
	母 子 年 金	127,888	126,974	125,959	124,658	122,872
	準母子年金	167	174	163	166	163
	遺 児 年 金	6,102	6,016	5,993	6,059	5,950
	寡 婦 年 金	41,668	44,964	47,441	49,190	50,558
給 付 額 (一〇〇万円)	総 数	1,022,840	1,232,912	1,434,498	1,702,326	1,978,284
	老 齢 年 金	850,818	1,031,476	1,214,469	1,430,985	1,659,037
	通算老齢年金	20,537	28,518	30,553	45,435	67,384
	障 害 年 金	88,140	105,362	119,655	135,935	157,592
	母 子 年 金	57,032	60,293	61,807	60,811	63,873
	準母子年金	73	81	79	109	114
	遺 児 年 金	1,975	2,070	2,115	2,284	2,414
	寡 婦 年 金	4,264	5,111	5,820	6,766	7,869

社会保険庁調べ

(注) 受給権者、給付額には支給停止のものも含む。

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

IV 年金保障

(3) 国民年金

2) 福祉年金

---

② 福祉年金

事項	摘 要 (昭和57年9月現在)	
対 象	○制度発足時すでに高齢であった者、障害の状態にあった者及び母子状態にあった者に支給 ○拠出制国民年金の支給要件を満たせなかった者等に支給	
	支 給 対 象 者	年 金 額
給 付	老 齢 福 祉 年 金 ○国民年金制度発足時に高齢であった者(昭和36年4月1日において50歳を超える者)が70歳となったとき等	○月額 25,100円 (注) ただし、扶養義務者等の年収が400万円以上876万円未満(6人世帯)の場合は、月額1,800円を支給停止し、月額23,300円を支給する。
	障 害 福 祉 年 金 ○初診日において国民年金の被保険者であり、その初診日から1年6か月を経過したとき(その間に治ったときは治ったとき)に障害の状態にあるか、又は、65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき (注) 拠出制国民年金の障害年金の拠出要件は満たさないものの直近の加入期間に滞納がない等の一定の要件を満たすこと。 ○20歳前に障害となった者が20歳となったとき ○昭和36年の制度発足前から障害の状態にあった者	○等級は拠出制国民年金と同じ 1級 月額 37,700円 2級 月額 25,100円
	母 子 ( 準 母 子 ) 福 祉 年 金 ○国民年金の被保険者であった間に夫等と死別して母子(準母子)状態となった者 (注) 拠出制国民年金の母子(準母子)年金の拠出要件は満たさないものの直近の加入期間に滞納がない等の一定の要件を満たすこと ○昭和36年の制度発足前から母子(準母子)状態にあった者	○月額 32,700円
事項	摘 要	
所 得 制 限	本 人	○老齢福祉年金 2人世帯の場合 (年収) 238.4万円 ○障害福祉年金 " (年収) 315.0万円 ○母子(準母子)福祉年金 " (年収) 361.0万円
	扶 養 者 等	6人世帯の場合 (年収) 876.0万円
併 給 限	○他の公的年金を受けられる場合は、原則として支給停止 ○他の公的年金が50.5万円に満たないときは、その差額を支給	
財 源	全額国庫負担	

福祉年金受給者の推移

福祉年金受給者の推移

(単位：人)

年 度	52	53	54	55	56
老 齢 福 祉 年 金	3,764,079	3,557,926	3,340,073	3,114,683	2,855,498
障 害 福 祉 年 金	540,970	559,290	574,244	585,733	603,864
母子(準母子)福祉年金	4,287	3,158	1,933	1,378	1,084

社会保険庁調べ

福祉年金額(月額)の推移

福祉年金額(月額)の推移

(単位：円)

年 月	老齢福祉年金	障害福祉年金		母子(準母子)福祉年金
34. 11 (制度発足)	1,000	1,500		1,000
36. 4				1,000 (準母子福祉年金創設)
38. 9	1,100	1,800		1,300
40. 9	1,300	2,000		1,500
42. 1	1,500	2,200		1,700
43. 1	1,600	2,500		2,000
43. 10	1,700	2,700		2,200
44. 10	1,800	2,900		2,400
45. 10	2,000	3,100		2,600
46. 11	2,300	3,400		2,900
47. 10	3,300	5,000		4,300
48. 10	5,000	7,500		6,500
		(1 級)	(2 級)	
49. 4		7,500	5,000 (2 級創設)	
49. 9	7,500	11,300	7,500	9,800
50. 10	12,000	18,000	12,000	15,600
51. 10	13,500	20,300	13,500	17,600
52. 8	15,000	22,500	15,000	19,500
53. 8	16,500	24,800	16,500	21,500
54. 8	20,000	30,000	20,000	26,000
55. 8	22,500	33,800	22,500	29,300
56. 8	24,000(23,000) <sup>(注)</sup>	36,000	24,000	31,200
57. 9	25,100(23,300) <sup>(注)</sup>	37,700	25,100	32,700

厚生省年金局調べ

(注) 扶養義務者等の収入が600万円以上876万円未満(6人世帯)である場合には、一部分を支給停止し( )内の額を支給する。

厚生白書(昭和57年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

IV 年金保障

(4) 船員保険(年金部門)

船員保険は海上で働く船員を対象とした総合的社会保険(陸上の被用者を対象とする健康保険,厚生年金保険,雇用保険及び労働者災害補償保険の各制度を包含した機能を有する制度)である。

被保険者数被扶養者数,船舶所有者数及び平均標準報酬月額推移

被保険者数被扶養者数,船舶所有者数及び平均標準報酬月額の推移

年 度	52	53	54	55	56
被 保 険 者 数 (人)	230,646	221,596	216,122	211,893	207,004
被 扶 養 者 数 (人)	478,116	459,242	461,011	459,768	454,533
船 舶 所 有 者 数 (人)	11,622	11,522	11,332	11,069	10,794
平均標準報酬月額(円)	197,967	206,448	216,276	233,636	243,143

社会保険庁調べ

船員保険年金受給者数,給付額及び年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移

船員保険年金受給者数,給付額及び年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移

年度末	総 額	老齢年金	通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金		寡婦, かん夫, 遺児, 通算遺族年金	
				職務外	職務上	職務外	職務上		
受給者数(人)	52	66,191	29,181	4,974	2,861	1,878	14,990	9,921	2,386
	53	73,311	33,117	6,391	3,040	1,927	16,333	10,024	2,479
	54	79,666	36,418	7,665	3,116	2,003	17,637	10,212	2,615
	55	86,451	40,167	8,937	3,270	2,078	18,879	10,336	2,784
	56	94,734	45,192	10,152	3,329	2,133	20,430	10,508	2,990
給付額(万円)	52	60,090	35,025	1,375	2,101	2,132	8,162	10,254	1,041
	53	70,886	43,076	1,838	2,430	2,236	9,636	10,541	1,129
	54	81,577	49,812	2,219	2,596	2,643	10,954	12,155	1,198
	55	103,175	65,205	2,765	3,215	3,023	13,824	13,756	1,387
	56	122,547	79,835	3,332	3,535	3,347	16,056	14,947	1,496
平均年金額(円)	52		100,021	23,040	61,208	94,612	45,373	86,129	36,369
	53		108,394	23,971	66,613	96,680	49,166	87,630	40,629
	54		113,982	24,124	69,416	109,972	51,755	99,190	38,176
	55		135,279	25,779	81,922	121,216	61,018	110,906	41,515
	56		147,214	27,351	88,482	130,752	65,491	118,533	41,703

社会保険庁調べ

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

IV 年金保障

(5) 厚生年金基金

---

事 項	摘 要 (昭和57年9月現在)	
目 的	政府管掌の厚生年金保険の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分の一部を代行し、併せて、これを上回る年金給付を行う。	
設 立 形 態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○単独設立 厚生年金保険の適用事業所で、一企業が単独で設立</li> <li>○連合設立 二以上の厚生年金保険の適用事業所で、親企業と子企業が共同して設立</li> <li>○総合設立 二以上の厚生年金保険の適用事業所で、同種同業の多数企業が共同して設立 (注) 設立人員規模は1,000人以上必要</li> </ul>	
対象者(加入員)	厚生年金保険の被保険者	
給 付 体 系 (計算方式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代行型 平均標準給与月額<math>\times \frac{10}{1,000}</math>を超える率<math>\times</math>加入員期間の月数</li> <li>○ 加算型 平均標準給与月額<math>\times \frac{10}{1,000}</math>を超える率<math>\times</math>加入員期間の月数+最終又は一定期間の平均標準給与月額<math>\times</math>加入員期間による一定率</li> <li>○ 共済型 最終又は一定期間の平均標準給与月額<math>\times</math>加入員期間による一定率 ただし、いずれの場合も、厚生年金保険の老齢年金(通算老齢年金を含む。)の報酬比例部分(昭和48年11月改正前)の給付額を30%以上上回ることを要する。</li> </ul>	
	支給要件	加入員期間 1ヵ月以上
	一時金給付	任意給付として、死亡又は脱退を事故とする一時金給付を設けることができる。
財 源	加入員	男子 $\frac{16}{1,000}$ 以上 女子 $\frac{14.5}{1,000}$ 以上 坑内員 $\frac{22}{1,000}$ 以上
	事業主	男子 $\frac{16}{1,000}$ 以上 女子 $\frac{14.5}{1,000}$ 以上 坑内員 $\frac{22}{1,000}$ 以上 基金の掛金(当該基金の給付設計に必要な掛金)は原則として折半
事 項	摘 要 (昭和57年9月現在)	
源 金		負担とするが、免除保険料率(男子 $\frac{32}{1,000}$ 、女子 $\frac{29}{1,000}$ 、坑内員 $\frac{44}{1,000}$ )を上回る部分については、事業主負担を増加することができる。
	事務費	基金の事業を行うため事業主及び加入員から事務費を徴収する。
	国庫負担	給付のうち、代行部分(平均標準給与月額 $\times \frac{10}{1,000} \times$ 加入員期間の月数、標準報酬月額の再評価及びスライド分は含まない。)の額の $\frac{17.5}{100}$
福 祉 施 設	加入員等の福祉を増進するために必要な事業を実施できる。(昭和48年11月から)	
資 産 運 用	給付費財源は、契約を締結した信託会社又は生命保険会社で運用管理される。	
基金制度の施行日	昭和41年10月1日	
参 考	基金数 1,008基金 加入員数 6,181,805人 (昭和57年3月末現在)	

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

IV 年金保障

(6) 農業者年金基金

(6) 農業者年金基金

事項	摘 要	(昭和57年〇月現在)					
目的	○国民年金の給付とあいまって農業経営者の老後を保障する。 ○農業経営の近代化及び農地保有の合理化に資する。						
事業	○農業者年金給付事業 ○雑費給付金事業 ○農地売買事業 ○農地取得のための融資事業						
対象者	国民年金の加入者で、一定の規模以上の農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者(昭和56年度末被保険者数1,009,579人)						
事項	摘 要						
給付	○経営移譲年金 経営移譲及び加入期間20年を要件として60歳から支給。65歳以降は、農業者老齢年金のほか、国民年金から老齢年金及び附加年金が支給されるので、10分の1に改定される。(昭和56年度末受給権者数 238,196人)	(年金給付の型) <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">経営移譲年金</td> <td>経営移譲年金</td> </tr> <tr> <td>農業者老齢年金</td> </tr> <tr> <td>国民年金(附加年金)</td> </tr> <tr> <td>国民年金(老齢年金)</td> </tr> </table>	経営移譲年金	経営移譲年金	農業者老齢年金	国民年金(附加年金)	国民年金(老齢年金)
	経営移譲年金			経営移譲年金			
農業者老齢年金							
国民年金(附加年金)							
国民年金(老齢年金)							
○農業者老齢年金 20年加入を要件として経営移譲の有無にかかわらず、65歳から支給。(昭和56年度末受給権者数 45,419人) 他に脱退一時金、死亡一時金がある。	← 60~64歳 → ← 65歳以上 →						
財源	○保険料 昭和57年1月から月額5,100円(昭和58年1月以後毎年400円ずつ段階的引上げ) ○国庫負担 (1)納付された保険料総額の7分の3 (2)経営移譲年金の給付に要する費用の3分の1						

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

IV 年金保障

(7) 石炭鉱業年金基金

(7) 石炭鉱業年金基金

事 項	摘 要 (昭和57年3月現在)
目 的	石炭鉱業の坑内員等の老齢又は死亡について給付を行い、老後の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて、石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資する。
基金の会員	石炭鉱業を行う事業場であって、坑内において石炭を採掘する事業を行うもののうち、厚生年金保険の適用事業所の事業主(昭和56年度末現在会員数 19)
給 対象者	○坑内員及び坑外員 (昭和56年度末現在 坑内員数19,359人、坑外員数4,225人) ○坑内員及び坑外員の遺族
付 種 類	○老齢年金(昭和56年度末現在受給権者数 坑内員8,865人、坑外員3,657人) ○死亡一時金
財 源	会員が前年の出炭量に応じて全額負担(各会員の前年の出炭トン数×70円)

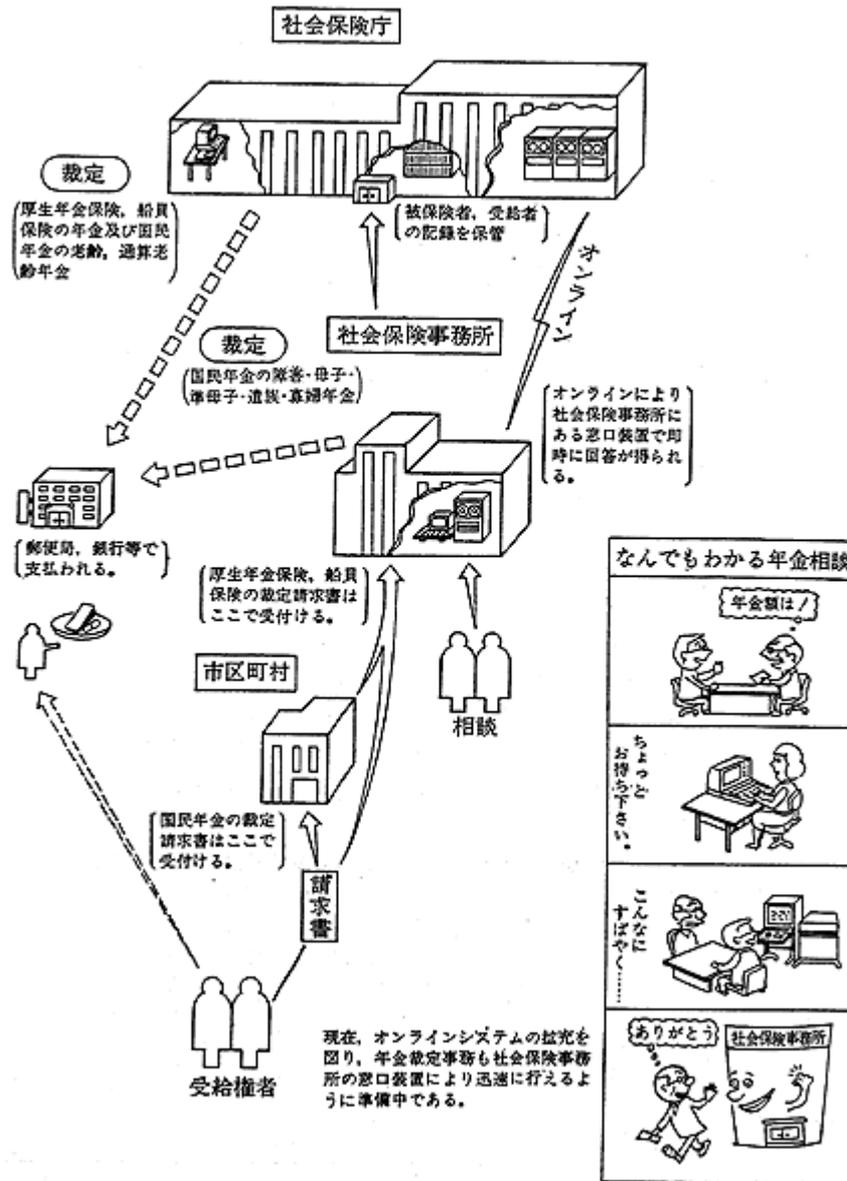
指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

IV 年金保障

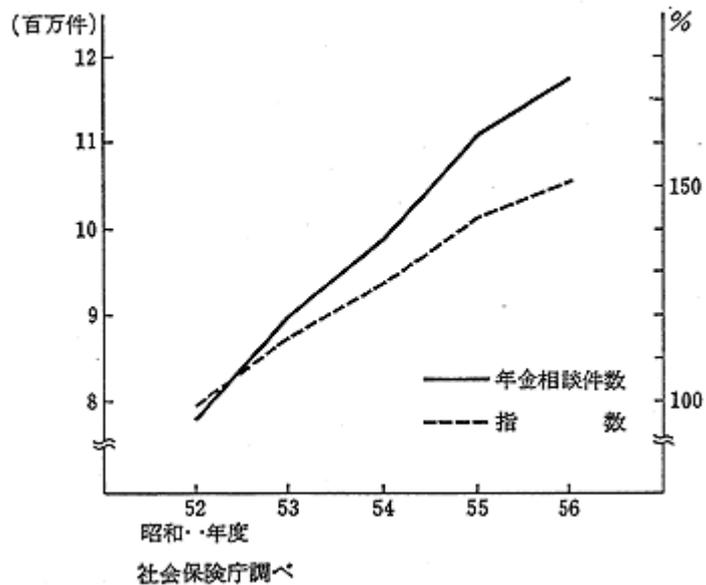
(8) 年金事務のしくみ

(8) 年金事務のしくみ



年金相談件数の推移

年金相談件数の推移



指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

IV 年金保障

(9) 年金積立金の運用

厚生年金保険と国民年金の保険料の積立金は昭和56年度末で厚生年金保険が約32兆円,国民年金が約2兆8千億円となっている。

これらの積立金はその利子とともに将来の年金給付の重要な財源となるものであり,その運用はすべて大蔵省の資金運用部に預託されて国の財政投融资の財源となっているが,積立金の増加額のうち一定割合については,還元融資として直接被保険者等の福祉の向上のためにあてられている。

厚生年金保険,国民年金の年金積立金の累積状況

厚生年金保険, 国民年金の年金積立金の累積状況 (単位: 億円)

年 度	厚生年金保険		国民年金		計	
	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額
52	30,583	179,740	▲ 1	18,466	30,582	198,206
53	31,341	211,081	2,060	20,526	33,401	231,607
54	32,438	243,519	3,070	23,598	35,508	267,115
55	36,319	279,838	2,791	26,387	39,110	306,225
56	42,958	322,796	1,706	28,093	44,664	350,889

厚生省年金局調べ